

令和 3 年 12 月 23 日
危機管理室危機管理課

災害対策基本法等の一部改正について

国は、頻発する自然災害に対応して、災害時における円滑かつ迅速な避難の確保および災害対策の実施体制の強化を図るため、災害対策基本法等の一部改正を行った。

1 主な改正内容

災害対策基本法の一部改正

災害時における円滑かつ迅速な避難の確保

避難勧告・避難指示の一本化、個別避難計画の作成 など

災害対策の実施体制の強化

非常災害対策本部の本部長を内閣総理大臣に変更 など

内閣府設置法の一部改正

内閣府における防災担当大臣の必置化

災害救助法の一部改正

非常災害等が発生するおそれがある段階における災害救助法の適用

2 施行日

令和 3 年 5 月 20 日

3 参考資料（別添）

法改正の概要【内閣府（防災担当）】

新たな避難情報の周知チラシ【内閣府（防災担当）・消防庁】

水害ハザードマップ